建設工事における
安全衛生管理について



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

目 次

1. 労働災害発生状況

3. 第14次労働災害防止推進計画

4. 安全経営あいち®

5. 安全経営あいち推進の取り組み

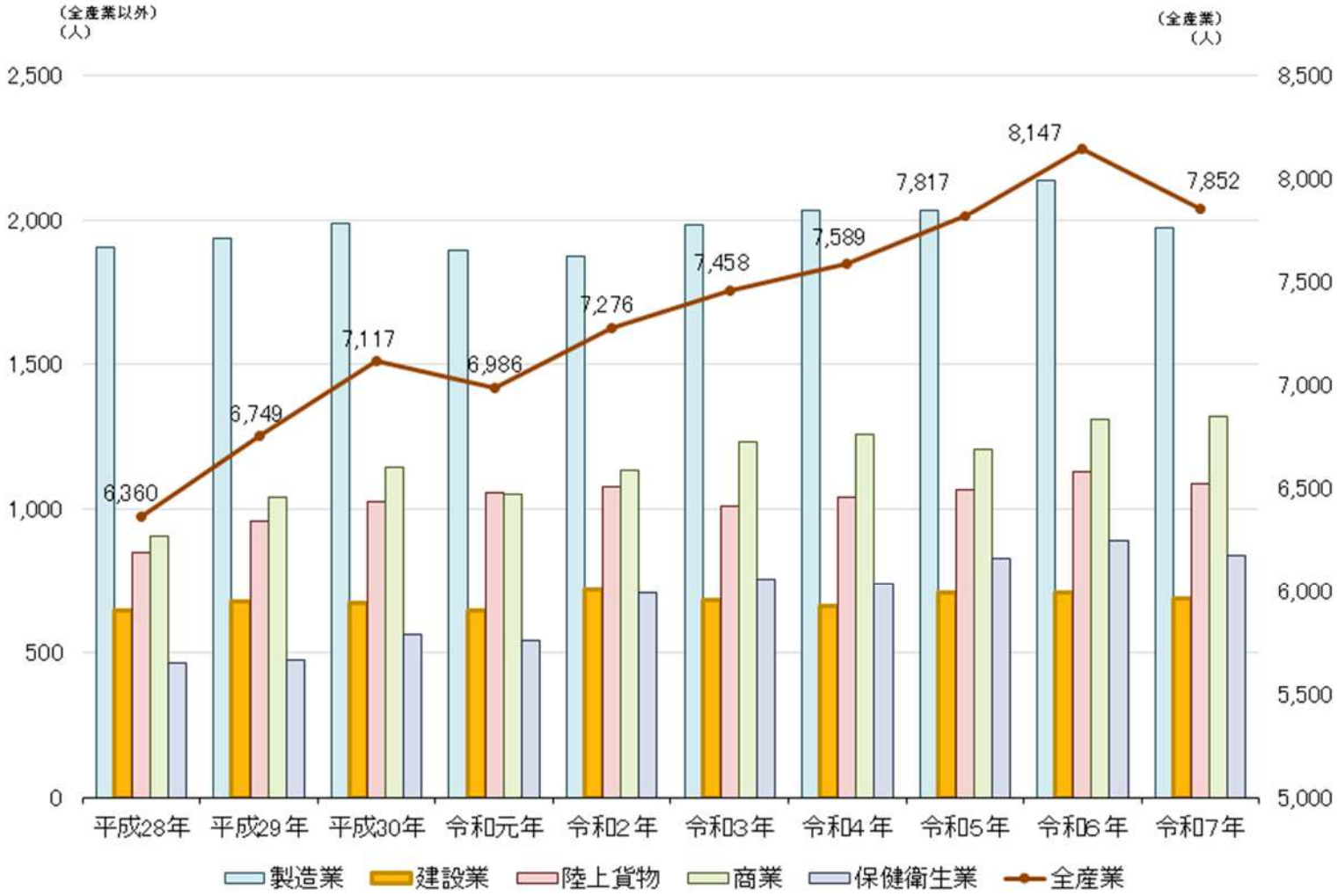
6. 規則等の改正について

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

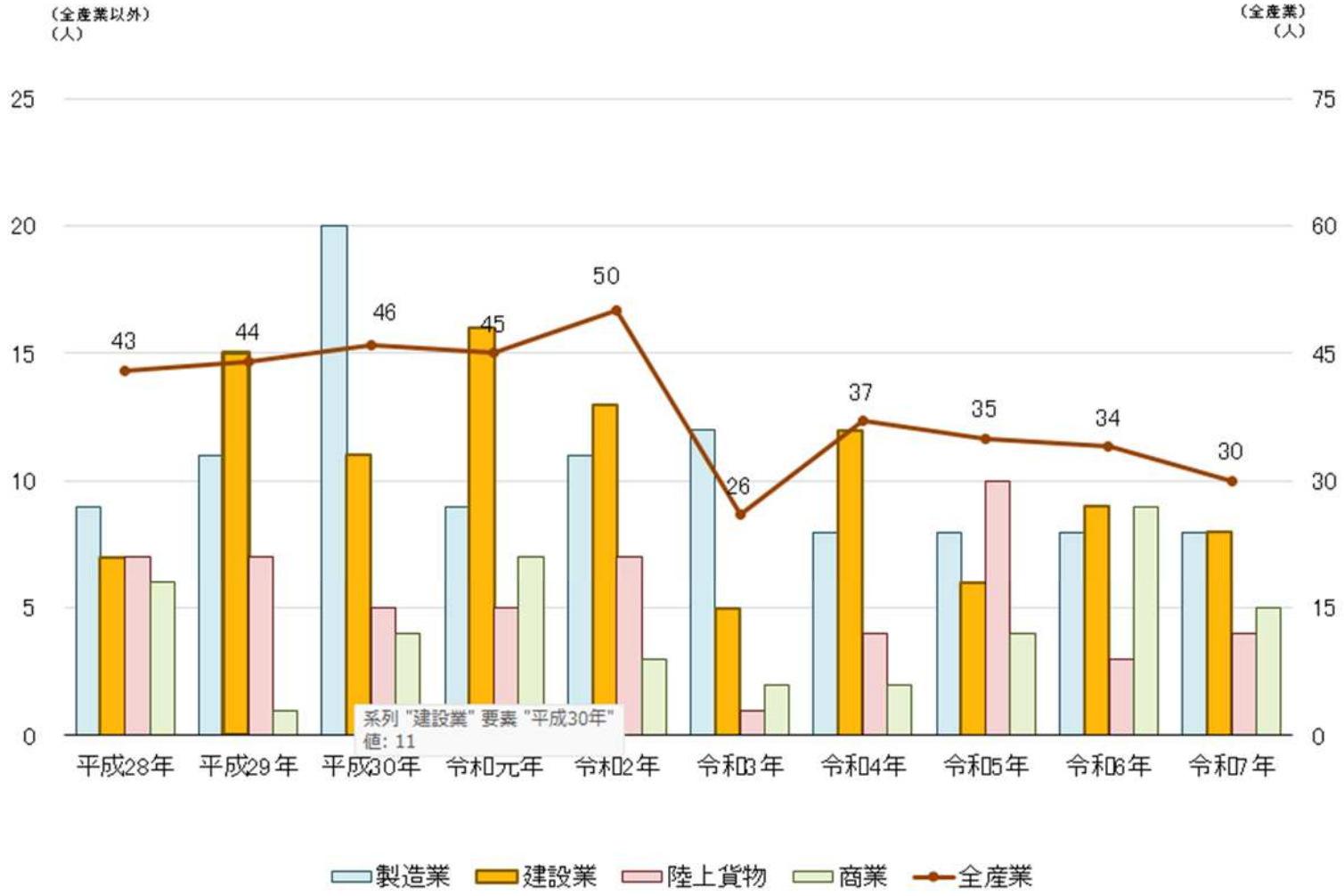
1 労働災害発生状況

あんぜん安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

■愛知労働局の労働災害発生状況（新型コロナ除く）



■愛知労働局の死亡災害発生状況（新型コロナ除く）

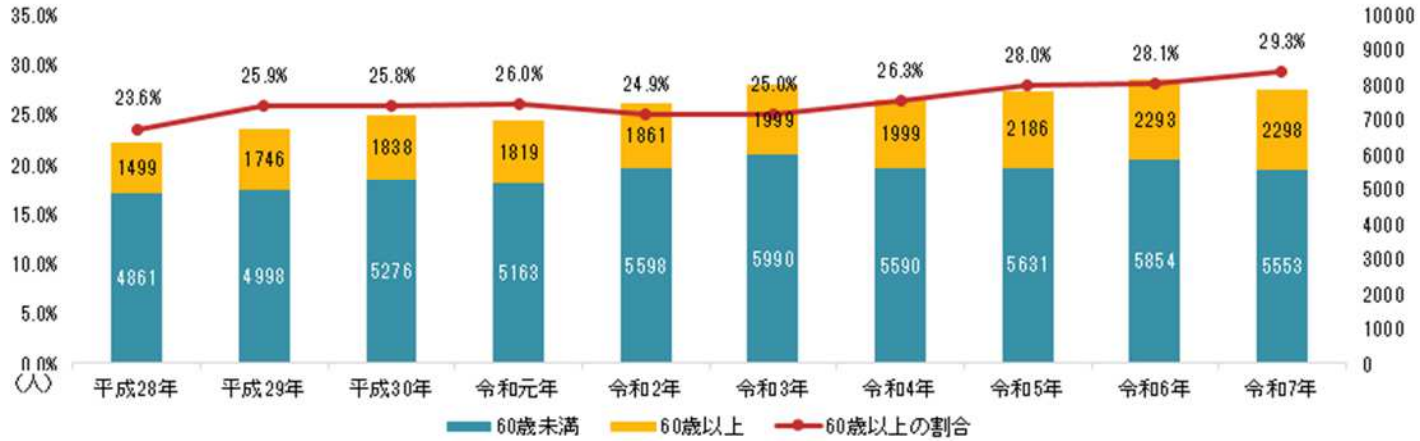


建設業における死亡災害発生状況（令和７年）

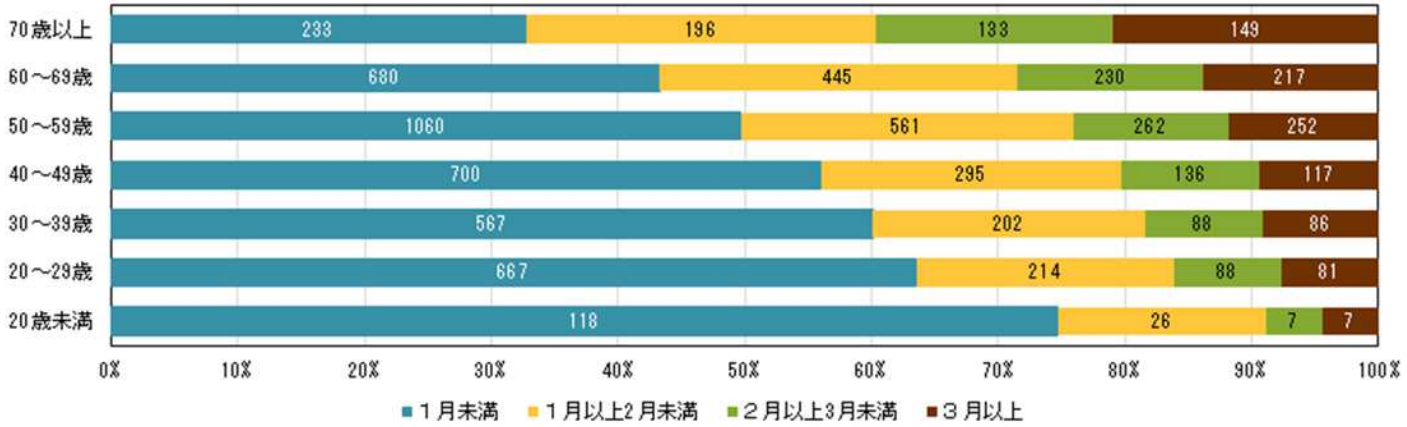
業種	事故の型	起因物	年齢	経験年数	発生状況
その他の土木工事業	転倒	ローダー	60代	30	ショベルローダーで、4tトラックに土砂を積み込む作業を行っていたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、運転席から転落した。
木造家屋建築工事業	その他	起因物なし	50代	30	始業後、朝礼をすませ、事務作業を処理したあと、駐車場の社用車に移動したところ長時間労働に起因するくも膜下出血により死亡したもの。
電気通信工事業	感電	電力設備	20代	5	電気使用設備追加工事の受注にあたって分電盤を開き、余剰能力の確認を行っていたところ分電盤内の活線に触れ感電したもの。
機械器具設置工事業	落下	混合機、粉砕機	40代	19	ランナーブレーカの破損した軸と軸受の交換作業中、ジャッキで支えていたランナーブレーカの稼働刃が落下、被災者の下半身に落ちたもの。
その他の土木工事業	交通事故	トラック	50代	30	パッカー車の運転を誤り、歩道に乗り上げ変圧器に衝突して横転した。
橋梁建設工事業	墜落	足場	30代	18	橋梁の補修工事において足場の解体作業を行っていたところ、足場が揺れてバランスを崩し、墜落したもの。
機械器具設置工事業	墜落	その他の用具	80代	12	荷置き場での作業を終え、降りるため、脚立に乗り移ろうとした際、転落したもの。
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	はさまれ	エレベータ	60代	40	外部足場に設置されたロングスパン工事用エレベータの下を通路としていたところ、降下してきたエレベータ搬器の下敷きとなったもの。

愛知労働局の労働災害発生状況

高年齢労働者の労働災害発生状況の推移

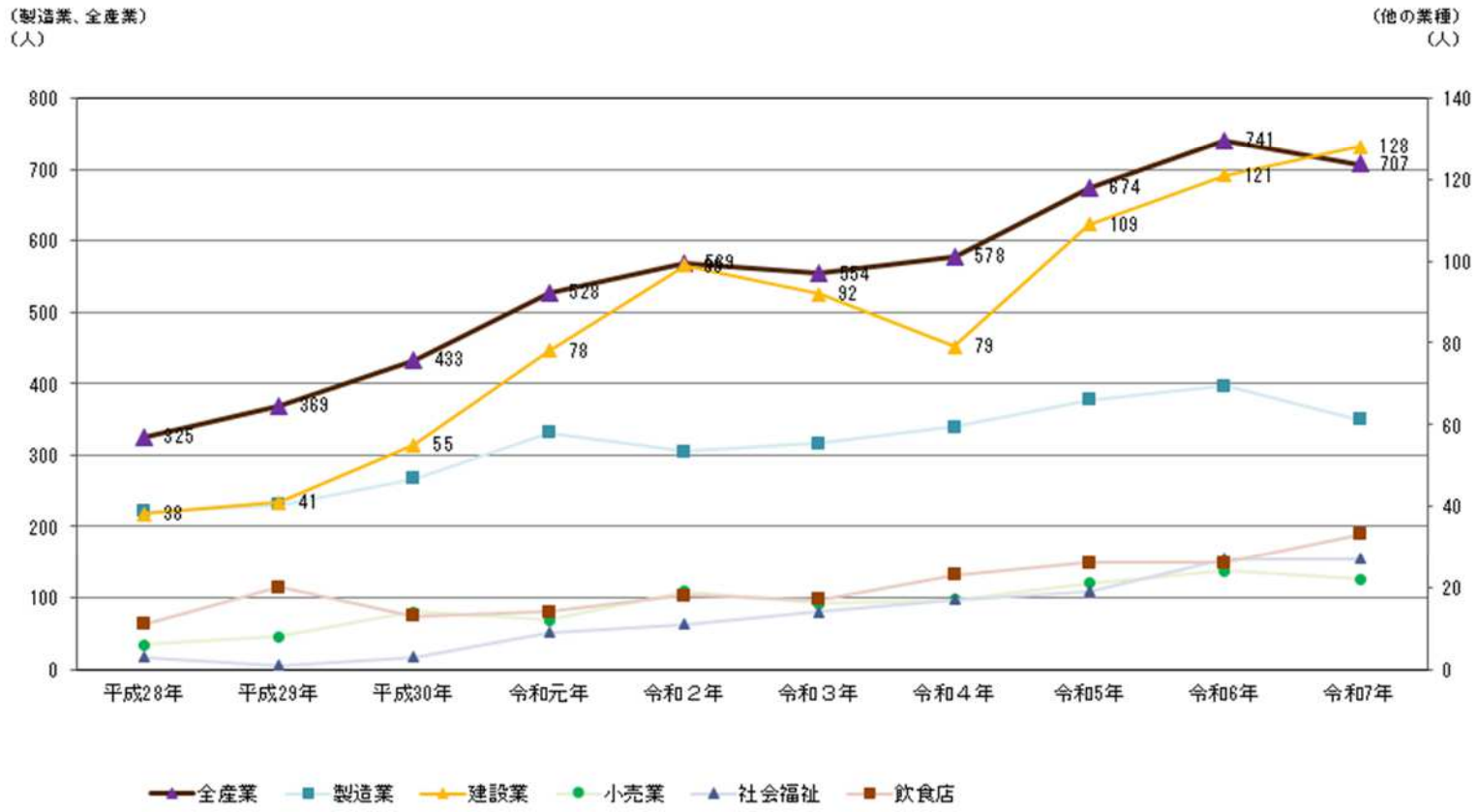


年齢別休業見込み期間の割合（令和７年）



■愛知労働局の労働災害発生状況（外国人労働者）

外国人労働者における労働災害発生状況等



愛知労働局の労働災害発生状況（外国人労働者）

労働災害のうち外国人労働者の占める割合の推移



2 第１４次労働災害防止推進計画

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

第14次労働災害防止推進計画

計画のねらい

（１）計画が目指す社会

- **自律的でポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング（Well-being）**を実現する。

（２）計画期間

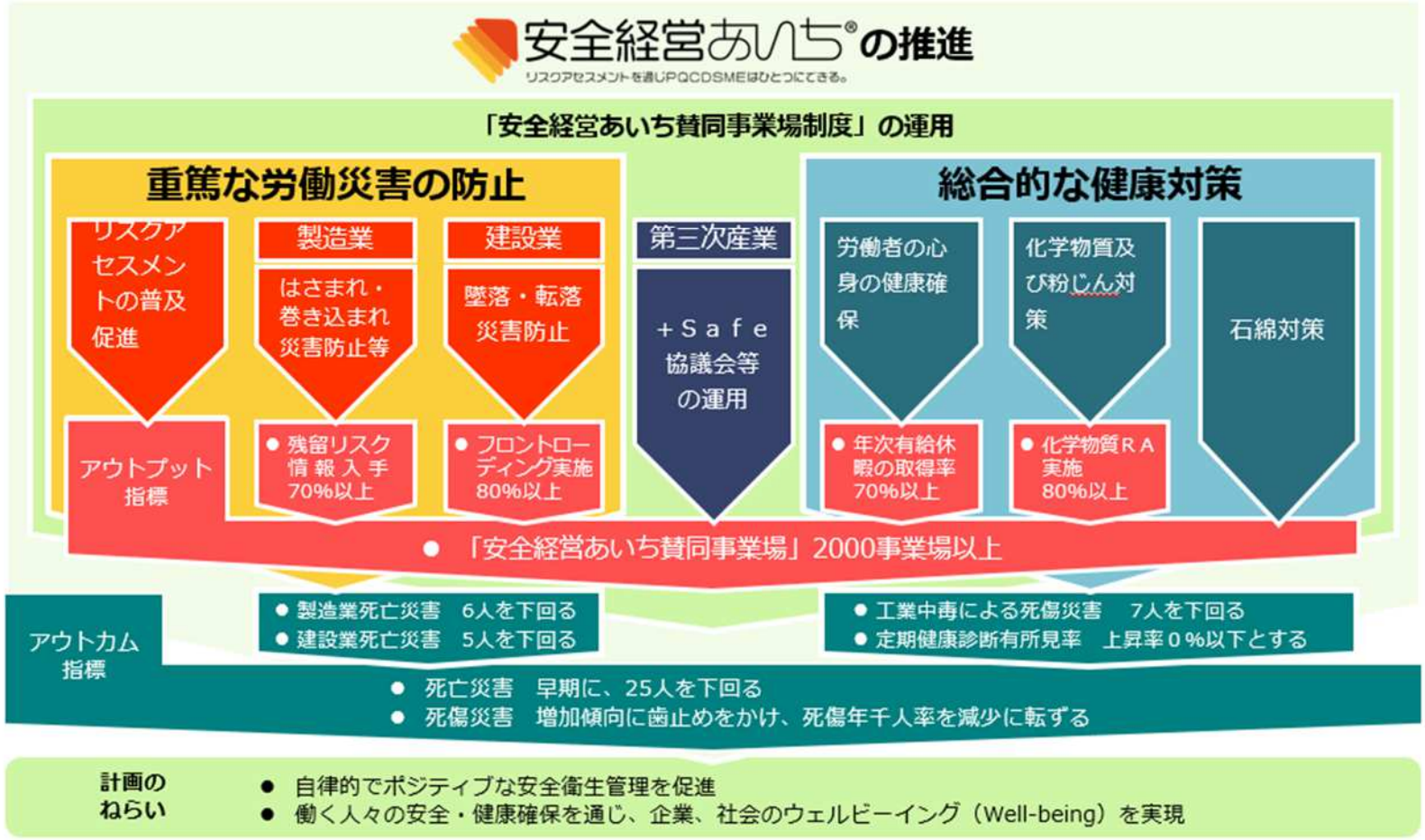
- ２０２３年度から２０２７年度までの５か年を計画期間とする。

（３）計画の目標

- 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

令和５年３月 愛知労働局

ONE TEAM 安全衛生 あいち


安全経営あいち®の推進
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。
「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用
重篤な労働災害の防止
リスクアセスメントの普及促進
製造業
はさまれ・巻き込まれ災害防止等
建設業
墜落・転落災害防止
第三次産業
＋Ｓａｆｅ協議会等の運用
総合的な健康対策
労働者の心身の健康確保
化学物質及び粉じん対策
石綿対策
アウトプット指標
● 残留リスク情報入手 70%以上
● フロントローディング実施 80%以上
● 年次有給休暇の取得率 70%以上
● 化学物質ＲＡ実施 80%以上
● 「安全経営あいち賛同事業場」2000事業場以上
アウトカム指標
● 製造業死亡災害　6人を下回る
● 建設業死亡災害　5人を下回る
● 工業中毒による死傷災害　7人を下回る
● 定期健康診断有所見率　上昇率０%以下とする
● 死亡災害　早期に、25人を下回る
● 死傷災害　増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる
計画のねらい
● 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
● 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

■ 重点事項ごとの具体的取組

項　目		主な内容
（1）「安全経営あいち®」の推進	ア「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用による機運醸成	・「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
	イ　＋Safe 協議会等の運用による第三次産業対策	・小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「＋Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
（2）重篤な労働災害の防止	ア　リスクアセスメントの普及促進	・「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。 ・「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
	イ　はさまれ・巻き込まれ災害防止等を重点とした製造業対策	・製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。 ・「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ　墜落・転落災害防止を重点とした建設業対策	・建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。 ・工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びＤＸの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
（3）総合的な健康対策	ア　労働者の心身の健康確保のための総合的対策	・労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
	イ　化学物質及び粉じんによる健康障害防止対策	・化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ　石綿による健康障害防止対策	・令和２年等に改正された石綿障害予防規則（事前調査の適切な実施・報告等）の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

・行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生の動向（転倒災害、腰痛等）を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するよう努める。

3 安全経営あいち®

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEをひとつにできる。

■ 現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

現場主体の「管理活動」



ボトムアップ型

- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

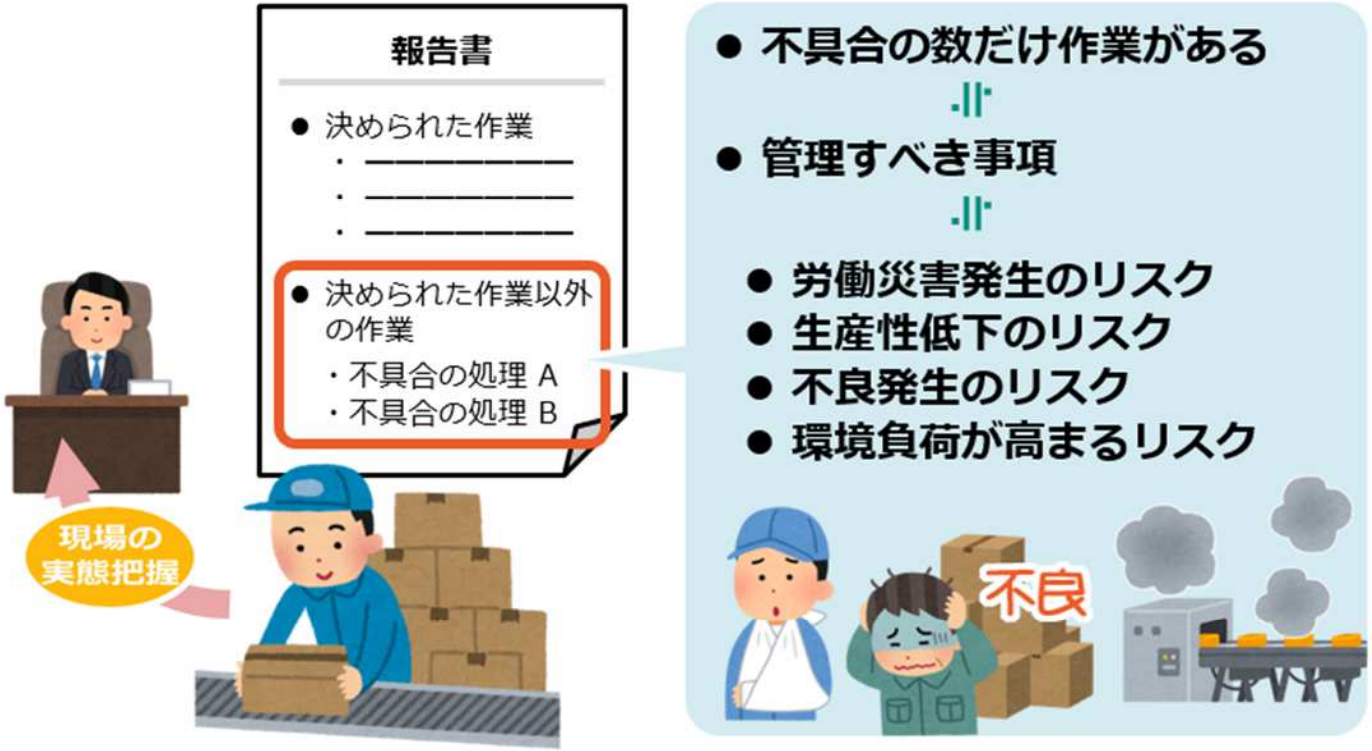
事業者による「管理」



トップダウン型

- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。

リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

■ ＰＱＣＤＳＭＥは、モノづくりやサービス提供の７つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の１つ
 - 安全を欠かすことはできない。
 - 安全だけを別に取り扱えない。

企業価値の向上

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、**企業価値向上を図るための戦略的手法**とすることができる。

安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

■ 安全経営あいち®は雇用や働き方改革等にも通ずる



4 安全経営あいち®推進の取組

- +safe協議会
- 異業種交流　各種イベント
- 安全経営あいち推進大会
- リスクアセスメント出前講座
- 安全経営あいち賛同事業場制度

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

■ 安全経営あいち®推進大会

異業種交流

安全経営あいち 推進大会 Season2 Episode1 2025

会場約500人
ライブ配信視聴者約200人
アーカイブ再生回数400回突破

令和８年２月４日に開催された本大会は、経営者が考える「安全と経営」をテーマに、リスクアセスメントの基盤である現場の実態把握と各部門の連携が企業価値向上につながることをコンセプトとして実施しました。

大会では、株式会社協豊製作所 代表取締役社長 大地洋三氏と、株式会社物語コーポレーション 代表取締役社長 加藤央之氏による、**製造業と飲食業の異業種トップ対談**を開催。

経営者の視点から、仕組みづくりや現場の実態把握の重要性について語られました。

また、大会前半には労働局若手職員による演劇を通じて、現場の実態把握と部門連携による部分最適から全体最適への転換が、企業のパフォーマンス向上につながることをわかりやすく紹介しました。

異業種であっても共通する課題や視点から、多様化する働き方に対応するヒントが得られる大会となりました。



参加者：一般的な安全管理ではなく、経営者目線での課題掘り下げに共感できました。

参加者：寸劇を交えた事例紹介や内容の解説は、単に文章で伝えるよりもより臨場感が増して理解が進むと感じました。

↓こちらより
アーカイブ動画を
ご視聴いただけます

あいち安全経営本舗®

■ 安全経営あいち®推進大会

異業種交流

安全経営あいち推進大会 Season2
Episode2 2026

日　　時	２０２７年1月２７日（水）１３：３０～１５：３０
会　　場	日本特殊陶業市民会館ビレッジホール 名古屋市中区金山一丁目５番１号
参 加 費	無料
内　　容 （予定）	・事業活動と一体的な安全管理 ・異業種交流「スペシャル対談」など

推進大会

■愛知労働局ホームページにて、
詳細をお伝えしています。

- マネジメント（安全を含む）を多様化する人材への対応
- リスクアセスメントをマネジメントとして活用する
 ☞事業活動と一体的な安全管理

あいち安全経営本舗®

出前講座のご案内



リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！

愛知労働局
Aichi Labour Bureau
& Labour Standards Inspection Office
労働基準監督署

- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、**「リスクアセスメント出前講座」**を行います。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。

安全経営あいち®賛同事業場制度



「安全経営あいち®」に賛同いただける事業場

監督署あて
申請書を提出してください。

申請の主な要件
・愛知県内の事業場であること
・監督署のリスクアセスメント集団指導などに出席していること



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

- **「登録証」をお渡しします。**
- **「安全経営あいち®」のロゴマークを使用できるようになります。**
- **愛知労働局HP内「賛同事業場一覧」に掲載します。（承諾いただいた場合）**

- 「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。
- **申請書のダウンロードは、愛知労働局ホームページへ**

垣根のない安全衛生行政へ



6 法令等の改正について

- 熱中症対策の改正について
- 高年齢者・外国人等の多様化する人材への対応
- 元方事業者の措置義務拡大
- 治療と就業の両立支援の努力義務化
- ストレスチェック５０人未満も義務化
- その他（特自検、化学物質、クレーン免許、産業医の解任報告、一般健診等）

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

職場における熱中症対策の改正について

職場における熱中症対策

熱中症の重症化防止措置
労働安全衛生規則第６１２条の２の新設
令和７年６月１日施行

- 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、あらかじめ以下の内容を事業場ごとに実施すること

① 報告体制を整備し、関係作業者に対して周知すること

② 熱中症症状の悪化を防止するため
　必要な措置に関する内容
　実施手順
を定め、関係作業者に対して周知すること

※熱中症を生ずるおそれのある作業とは、WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施が見込まれる作業のことをいう

熱中症の予防措置
「職場における熱中症防止のためのガイドライン」
令和８年３月策定

- 労働安全衛生関係法令と相まって、職場における熱中症防止のための
　労働衛生管理体制の確立
　作業環境管理・作業管理
　健康管理・労働衛生教育　等
の熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組む
- ガイドラインの対象は、熱中症のおそれのある全ての作業
（作業内容や作業場所（屋内外）等を問わない。）

職場における熱中症の重症化防止措置（安衛則第612条の2）

R7.6.1施行

基本的な考え方（発生後の措置）

発見

- 体調不良者の早期発見と重篤化の防止
- 見つけた、見つけるための体制整備

判断

- 手順作成で適切な初期対応の実施
- 救急隊への連絡、重症化の防止など

処置

- 身体の冷却が最優先、一人は付き添う
- 悩んだら医療機関への搬送

職場における熱中症防止のためのガイドライン

R8.3.18

第１　目的

職場における熱中症防止を図ること

第２　熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

2 湿球黒球温度の値（ＷＢＧＴ値）の把握

3 熱中症リスクの評価・検討

第３ 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

2 作業環境管理

3 作業管理

4 健康管理

5 労働衛生教育

6 異常時の措置

熱中症を防ごう！ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、５月から９月まで、「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施します。
- 愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。
- 令和７年、愛知労働局管内では、１１９件の熱中症が発生しました。（紙面パンフレットでは**116件**となっています。最新版は、下記QRコードをご参照ください。）
- 熱中症の発生はＷＢＧＴ（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。

※詳細は左記パンフレットをご覧ください

（Ｒ８．４．１施行）

高年齢労働者の労働災害防止の推進

（高年齢者の労働災害防止のための指針公示第１号）

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について （公示）

- 高年齢労働者の労働災害が増加傾向にあります。
- 高年齢労働者の特性に配慮した作業環境等の措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。
- 労使が協力して、積極的に高年齢者の労働災害を防止することが重要です。

◎ 事業者が講ずべき措置
高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に積極的に取り組む。

安全衛生管理体制の確立等
- 経営トップによる方針表明及び体制整備、安全衛生委員会等における調査審議等
- 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
 ⇒ リスクアセスメントの結果を踏まえ、
 優先順位の高いものから取り組む事項を決める。

職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、作業内容の見直し）
高年齢者の健康や体力の状況の把握（健康診断、体力チェック等）

外国人労働者の労働災害防止のために

■ 外国人労働者の労働災害防止のために

- 外国人労働者の労働災害が増加傾向にあります。
- 事業者は、外国人労働者に安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解してもらうことが重要です。
- 外国人労働者や高年齢者等多様な人材の活用は、人手不足解消と企業競争力強化に不可欠です。管理体制を整えることが重要です。

《安全衛生教育資料》
・マンガでわかる働く人の安全と健康
・建設業に従事する外国人労働者向け教材
・農業に従事する外国人労働者向け教材
・漁業（漁船、養殖業）に従事する外国人労働者向け教材
・漁船・舶用工業に従事する外国人労働者向け教材

※上記教材は英語、インドネシア語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、モンゴル語、タイ語、カンボジア語、ネパール語、
ミャンマー語に対応

（R8.４.１施行）

元方事業者等の措置義務対象の拡大

（改正 安衛法第２９条～３０条の３等）

背景

・令和３年５月の「建設アスベスト訴訟」最高裁判決において、労働安全衛生法第22条の規定は、**労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨である**との判断がされた。
・これを受けて、個人事業者等自身や事業者（注文者等）に必要な措置を義務付ける。

建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた 個人事業者等に対する安全衛生対策の全体像

措置の主体		個人事業者等の危険有害業務：有害業務に伴う健康障害の防止	個人事業者等の危険有害業務：危険の防止	個人事業者等の危険有害業務以外の業務：過重労働、メンタルヘルス等の健康管理対策
	事業者 ※ 事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	最高裁判決を受け、速やかに関係省令を改正 **令和4年改正** 【対応状況】 令和４年４月15日公布 令和５年４月１日施行	観点１ 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策） ⇒ 検討会での議論を踏まえ、法第20条等に基づく関係省令を改正 【対応状況】**令和６年改正** 令和６年４月30日公布 令和７年４月１日施行	観点２ 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等） ⇒ 検討会での議論を踏まえ、個人事業者自身や注文者等の実施事項をガイドライン等により推奨 【対応状況】 ・令和６年５月28日付けで「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定 ・Q&Aも併せてHP掲載 **令和6年ガイドライン策定**
	注文者等 ※ 注文者や注文者以外の機械リース業者等が発生させるリスクへの対応	観点３ 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（注文者等、個人事業者自身による対策） ● 注文者（発注者）による措置のあり方 ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方 ● 個人事業者自身による措置のあり方 ● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 ⇒ 検討会での議論を踏まえ、今回の労働安全衛生法改正にて対応 **今回・令和７年改正** 【対応状況】令和７年５月14日公布、公布日以降順次施行		
	個人事業者等			

■ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

■ 注文者（※）の責務の範囲の明確化

R7.5.14施行

（※）仕事を他人に請け負わせる者。

作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を注文時に付さない配慮規定が**建設工事以外の注文者に拡大**。

■ 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者」を含める

R8.4.1施行

① 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象を個人事業者を含む**「作業従事者」に拡大**。

② リース機械等の貸与者が構ずべき措置の対象に個人事業者を含める。

■ 注文者（※）等が講じる措置

R9.4.1施行

３業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、混在作業場所を管理する者（**作業場所管理事業者**）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める。

■ 個人事業者等（※）自身が講じる措置

R9.4.1施行

（※）事業を行う者で労働者を使用しないもの。中小事業の事業主、役員を含む。

① 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止。

② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施。

③ 危険有害業務に従事する場合の特別教育受講義務。

■ 災害報告制度

R9.1.1施行

① 死傷災害が発生した場合、特定注文者（※）が労働基準監督署に遅滞なく報告。

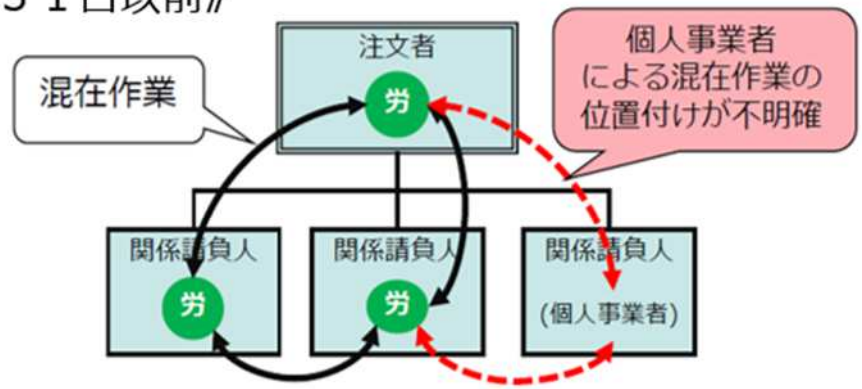
（※）個人事業者等が行う仕事の注文者であって、個人事業者等から見て直近上位のもの

② 死傷者が中小企業経営者や役員の場合、所属企業が労働基準監督署に報告。

■ 統括管理の対象に「個人事業者」を含めるイメージ

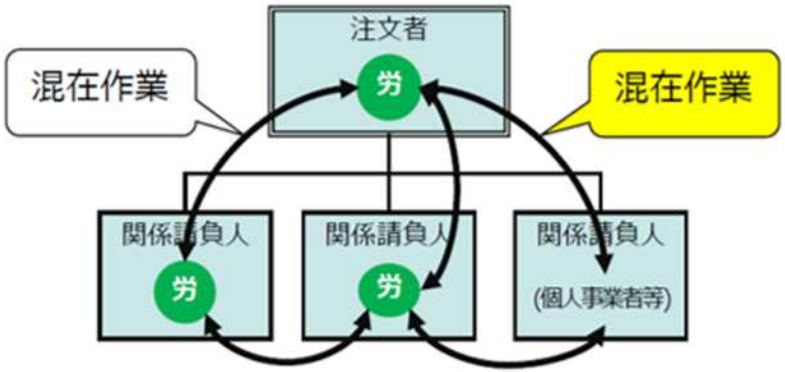
R8.4.1施行

《令和８年３月３１日以前》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

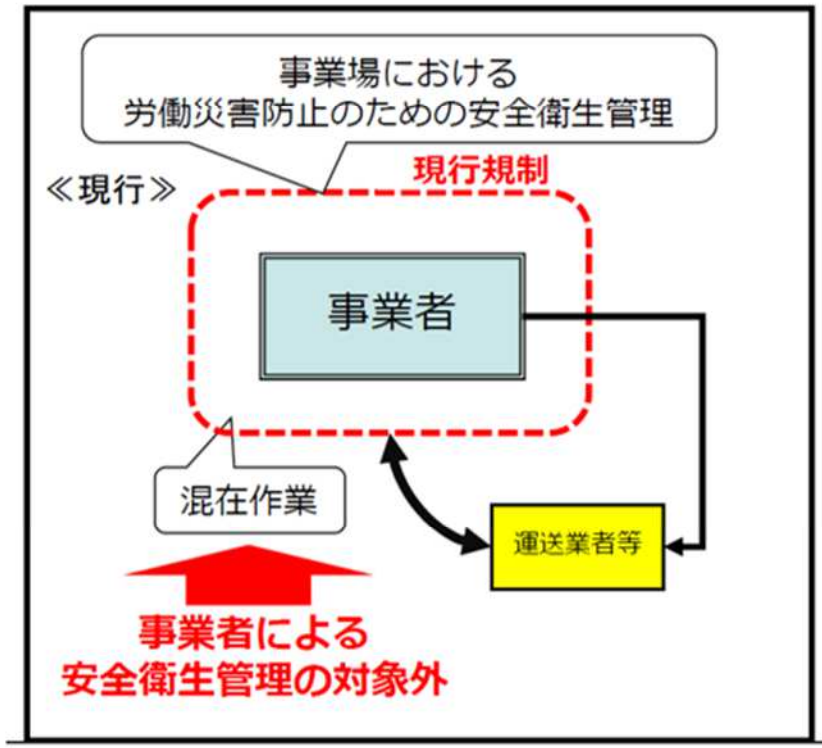
《令和８年４月１日施行》



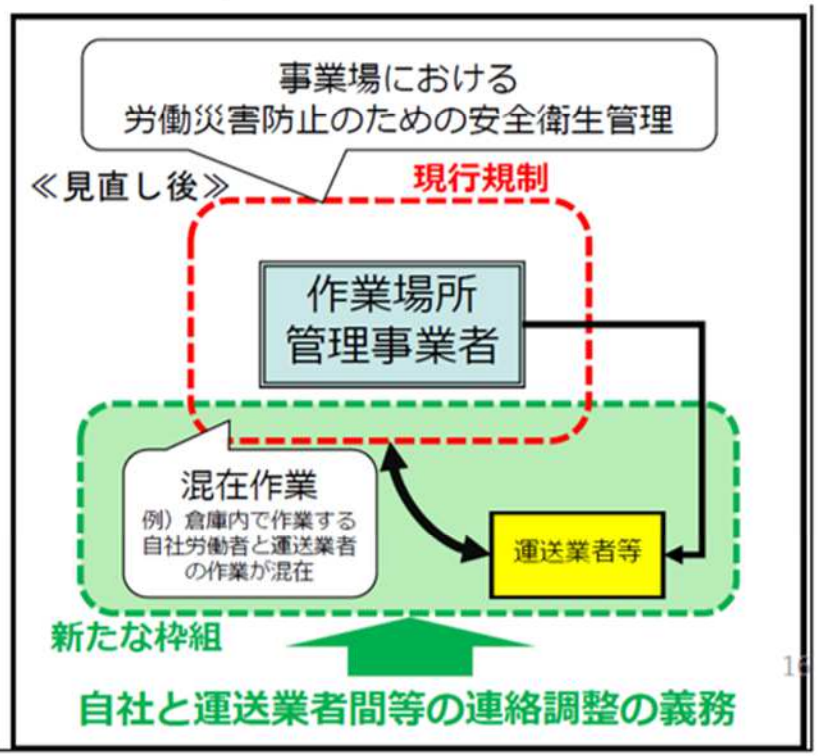
■ 作業場所管理事業者による連絡調整等のイメージ

R9.4.1施行

《現行》



《令和９年４月１日施行》



（R8.４.１施行）

治療と就業の両立支援の推進

■ 治療と就業の両立支援の推進（改正 労働施策総合推進法（令和7年法律第63号））

■ 治療と就業の両立支援とは

病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら、仕事を理由として治療の機会を逃すことなく、また治療を理由として仕事を断念することなく、安心して働き続けられる環境を整える取り組み。

企業の成長につながる

■ 意義

- 労働者の健康確保及び就労継続
- 社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材定着や生産性向上

■ 留意事項

- 労働者本人からの申し出を端緒として取り組む
- 労働者と十分に話し合い、上司や同僚らから理解を得る
- 個人情報を保護する

■ 活用できる支援

- 厚労省ポータルサイト「治療と仕事両立支援ナビ」
- 愛知県の産業保健総合支援センター
- 愛知労働局の地域両立支援推進チーム
- 両立支援コーディネーター養成研修の受講



（R７.５.１４から３年以内施行）

ストレスチェック実施の全面義務化

■ 職場のメンタルヘルス対策の推進

改正の概要

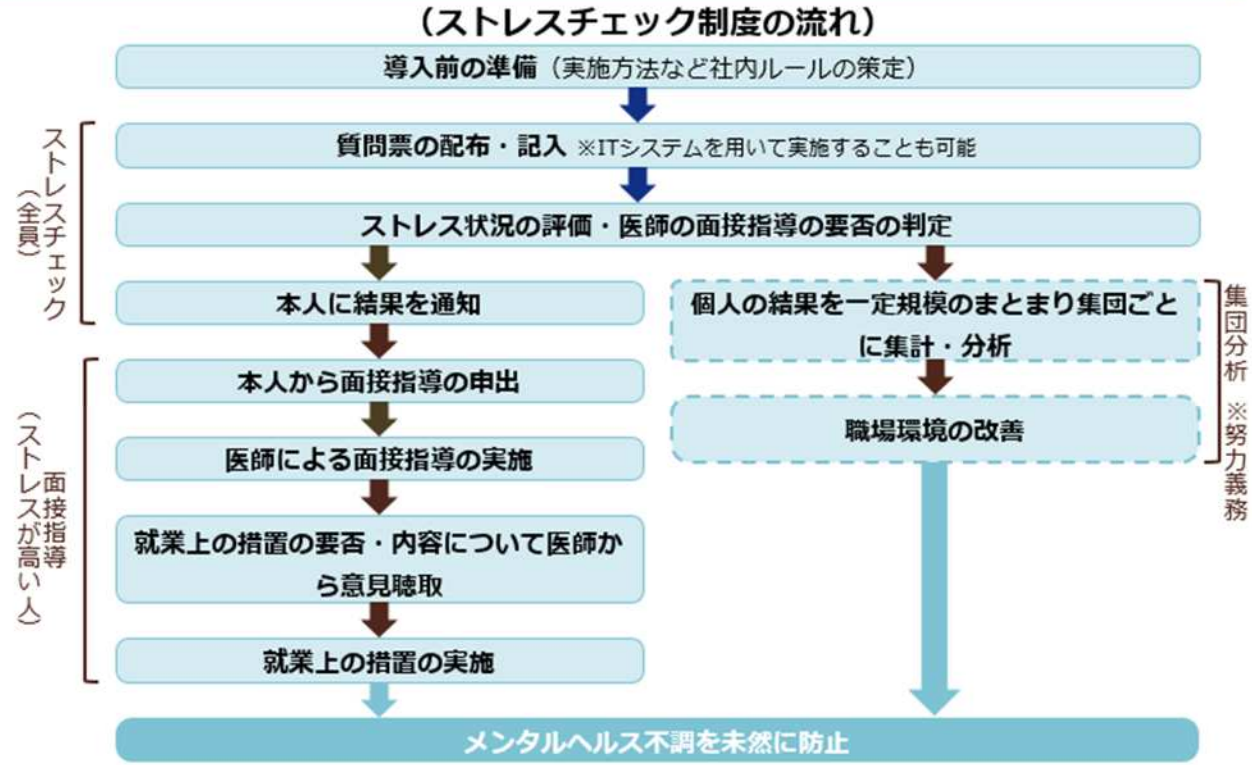
- 平成27年12月　メンタルヘルス不調の未然防止の観点からストレスチェック制度が導入
 （労働者50人未満の事業場は努力義務）
- 令和7年5月公布　改正労働安全衛生法により、**全ての**事業場に義務化
 施行期日：公布後３年以内に政令で定める日

目的

労働者自身のストレスへの気づきを促し、メンタルヘルス不調を未然に防止（1次予防）すること

連携支援

地域産業保健センターにおいて、50人未満の小規模事業場を対象に、ストレスチェック後の高ストレス者に対する医師による面接指導を無料提供



その他

（特自検、化学物質、クレーン免許、産業医の解任報告、一般健診等）

■ 既に施行されている事項

R８．１．１施行

■ 工作物石綿事前調査者による事前調査（石綿測第３条第４項関係）

特定工作物のうち反応層、加熱炉、ボイラー及び圧力容器などの１０の対象工作物について、工作物事前調査者の有資格者しか事前調査ができないようになりました。

R８．１．１施行

■ 「特定自主検査基準」の制定（令和７年１２月１８日ほか告示）

令和８年１月から、高所作業車、車両系建設機械、フォークリフト、不整地施運搬車、動力プレスにかかる「特定自主検査基準」が施行されました。

今後はこの基準に従って検査を実施する必要があり、違反した場合は改善の命令等を行うことができます。

R８．４．１施行

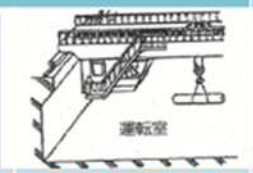
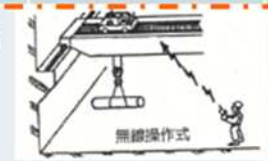
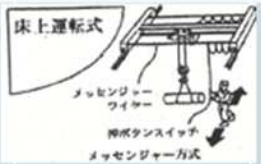
■ 営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知法（安衛法第５７条の２）

化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等での通知が認められるようになりました。

■ 今後施行される事項①

■ 床上無線運転式と床上運転式両方に対応した限定免許の創設

床上から無線操作装置により運転を行う床上無線運転式クレーンに対応した新たな免許として、現行の床上運転式クレーン限定運転士免許を改組し、床上無線運転式と床上運転式両方に対応した限定免許が創設される予定です。

		運転位置	垂直方向の視認性	水平方向の視認性	現行の必要資格
運転席式		運転席	難易度高	難易度高（荷に追従できないため）	免許（運転席式で実技試験・教習）
無線操作式		床上 運転位置に制約なし	難易度低（床上から運転するため）		
床上運転式		床上 走行のみ荷と移動			限定免許（床上運転式で実技試験・教習）
床上操作式		床上 走行・横行とも荷と移動		難易度低	技能講習（床上操作式で教習）

しかし荷の付近で運転しているのが実態

垂直方向の視認性が異なるのに同じ試験方法

必要な技能にあまり差がない

荷から一定の範囲内で低速により運転する限定免許とすることが適当

■ 今後施行される事項②

R８．８．１施行

■ 産業医の辞任時等の報告の義務付け（安衛則第13条第2項及び第5項関係）

事業者に対して、産業医の辞任、解任又は退任があった場合に、所轄労働基準監督署長へ、当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することが新たに義務付けられます。

R９．４．１施行

■ 血清クレアチニン検査の追加（安衛則第４３条から第４５条の２まで関係）

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査が追加されます。

本項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

R９．４．１施行

■ 喀痰検査の削除（安衛則第４４条から第４５条の２まで関係）

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断において義務づけられている喀痰検査が廃止されます。

R９．４．１施行

■ 肝機能検査の酵素名の変更

（安衛則第４３条、有機則別表並びに特化則別表第３及び別表第４関係）

安衛則第４３条第１項第７号等の各下段の肝機能検査の酵素名について、最新の国際臨床化学連合勧告に示される名称に変更されます。

（GOT→AST、GPT→ALT、γ－GTP→γGTなど）